

兵庫県消防広域化推進計画更新の概要（令和元年度更新版）

第1章 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 本計画の目的

消防組織法及び国の基本指針に基づき、消防の広域化を推進する必要があると認める市町及び消防の連携・協力を推進する必要があると認める市町について、その広域化を計画的かつ円滑に推進する。

2 本計画における広域化の理念

消防の広域化とは、2以上の市町が消防事務（消防団の事務を除く）を共同処理又は受委託により、消防体制の整備・確立を図るものであり、広域化にあたっては、消防力や住民サービスの低下を招かないよう留意するとともに、市町、住民、消防関係者等のコンセンサスを得ながら進める。

第2章 市町の消防の現況及び将来の見通し

1 消防体制の現状

- ・ 県内の常備消防体制は、24消防本部、55消防署、116出張所、消防職員数6,074人。このうち、管轄人口10万人未満の小規模消防本部は11、消防吏員数100人以下の準特定小規模消防本部は8、同50人以下の特定小規模消防本部は1となっている（小規模と準小規模は重複有り）。
- ・ 消防職員の充足率は79.9%で、平成27年（77.7%）から2.9ポイント向上している。

2 消防需要の動向

- ・ 高齢化等の影響により救急の出場件数は、急激に増加
- ・ 災害・事故が大規模化、特殊・多様化の傾向

3 消防の将来の見通し

高齢化、災害の多様化・複雑化、大規模災害時の広域応援体制の充実、国民保護措置上の活動など、新たな消防需要への対応が求められる。

第3章 自主的な市町の消防の広域化の方向性

1 消防体制の整備

小規模消防本部の多くは、単独による消防力の増強整備が困難。広域化によって、行財政上の様々なスケールメリットを享受し、効果的・効率的な消防体制の整備を図ることは極めて有効

2 広域化対象市町の組合せ

(1) 広域化の規模の目標

管轄人口30万程度以上の消防力水準を確保する。ただし、地域事情により達成が難しい場合は、少なくとも管轄人口10万以上の消防力水準を確保する。

(2) 組合せの設定に関する基本的な考え方

- ・ 管轄人口30万以上の消防力水準となる規模を目安
- ・ 住民ニーズが高い救急医療を重視、医療圏域や救急搬送先の実態を考慮
- ・ 消防指令業務の共同化等に向けた自主的な市町の取り組みを尊重
- ・ その他、管轄面積の広狭などの地理的条件、交通事情、広域行政等の地域の事情を考慮

(3) 広域化対象市町の組合せ

- ・ 令和6年4月1日までの実現を目途に広域化に向けた具体的な協議を行う市町を定める。

①宝塚市、川西市、猪名川町

②西脇市・多可町、三木市、小野市、加西市、加東市

(注) ②に掲げる広域化対象市町の広域化は段階的に行うこととし、第1段階として「西脇市・多可町、加西市、加東市」が先行し、北はりま消防組合として広域化済。

この他、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町が西はりま消防組合として、養父市、朝来市が南但広域行政事務組合として、それぞれ広域化を実現。

- ・ 他の市町にあっても消防体制の充実強化のため引き続き関係市町間での検討を継続

(4) 消防体制整備検討の方向性

消防の広域化は不断に取り組むべき課題であることから、各地域において引き続き検討を行う必要がある。今後次のような方向性に沿って、県民局毎の地域あるいは地域を越えて議論を進め、消防体制の充実強化を図る。

県民局地域	方向性
神戸	管轄人口150万を超える消防本部であるが、将来的には周辺市からの広域化ニーズを踏まえた広域化の検討を行う必要がある。
阪神南	尼崎市及び西宮市は、管轄人口30万を超える消防本部であるが、芦屋市が管轄人口10万未満であることから、幅広く広域化の検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、地域を越えて指令業務の共同化の取り組みも進んでいることなどから、隣接する阪神北地域や神戸地域も視野に入れる必要がある。
阪神北	宝塚市、川西市、猪名川町は、指令業務の共同化を基に広域化実現に向けて協議を行う必要がある。伊丹市（管轄人口約20万）、三田市（管轄人口約11万）は、先行する2市1町の広域化の成果などを踏まえながら、段階的な広域化も視野に入れて検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、地域を越えて指令業務の共同化の取り組みも進んでいることなどから、隣接する阪神南地域、丹波地域も視野に入れる必要がある。

県民局地域	方 向 性
東播磨	明石市及び加古川市・稲美町・播磨町は管轄人口約30万の消防本部であるが、高砂市が管轄人口10万未満であることから、幅広い広域化の検討を行う必要がある。
北播磨	医療圏等広域行政分野での繋がりがあり、広域化すれば管轄人口30万程度の消防力水準となることから、地域全体での広域化の協議を行う必要がある。
中播磨	平成19年4月に姫路市と神崎郡3町の広域化を実施し、管轄人口50万を超える消防本部となっている。将来的には、隣接地域の広域化ニーズを踏まえたさらなる広域化の検討も行う必要がある。
西播磨	医療圏等広域行政分野での繋がりがあり、広域化すれば管轄人口30万程度の消防力水準となることから、地域全体での広域化が望ましい。段階的な広域化も視野に入れ、揖保川、千種川両流域毎の広域化を検討する必要がある。将来的には、隣接する中播磨地域も含めた広域化の検討も行う必要がある。
但馬	管轄人口30万程度の消防力水準となる地域全体での広域化を検討する必要がある。しかし、管轄人口の面では望ましいが、管轄面積や市街地の連たん性の面での課題があることから、段階的な広域化についても検討する必要がある。
丹波	丹波市及び丹波篠山市の2市での広域化ではその規模が小さくスケールメリットを発揮しにくいいため、阪神北地域も含めた広域化も視野に入れながら、検討する必要がある。
淡路	すでに淡路島全島での広域化を行っているが、消防力の充実強化の観点から、将来的には周辺地域とのさらなる広域化の検討も行う必要がある。

3 広域化対象市町の組合せの追加等

地域における協議結果や社会情勢等の変化など諸般の事情により、上記2(3)以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくることが考えられるので、その場合には、関係市町の申し出に基づき、組合せの追加・変更を柔軟に行う。

第4章 自主的な市町の消防の連携・協力の推進

1 消防の連携・協力について

消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現に時間を要することがあるが、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

具体的な連携・協力の内容としては、高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる

2 連携・協力対象市町の組合せ

(1) 組合せの設定に関する基本的な考え方

- ・消防指令業務の共同化等に向けた自主的な市町の取組みを尊重
- ・地理的条件や交通事情等の地域の実情を考慮

(2) 連携・協力対象市町の組合せ

・令和6年4月1日の実現を目途に連携・協力に向けた具体的な協議を行う市町を定める。

①宝塚市、川西市、猪名川町

②尼崎市、伊丹市

・他の市町にあっても消防体制の充実強化のため、引き続き関係市町間での検討を継続

第5章 自主的な市町の消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な方策

1 広域化後の消防の円滑な運営の確保

(1) 広域化後の消防の体制の整備

市町の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要

(2) 構成市町等間の関係

広域化後の消防は、組合の構成市町又は受託市町若しくは委託市町との意思疎通及び情報共有に努め緊密な連携の確保が必要

(3) 円滑な運営を確保するための方策

構成市町等間において十分協議の上、可能な限り、組合、広域連合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効

2 連携・協力開始後の消防の体制構築

消防の連携・協力を開始した後も、関係市町において更なる連携・協力のための検討を継続することが必要

3 自主的な市町の消防の広域化及び連携・協力を推進するための県の支援等

(1) 対象市町への先進事例等の情報提供や課題等に対する解決策等の助言、支援等
県としての立場で積極的に関わり、必要な支援を実施

(2) 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等

対象市町から求めがあったときは、市町相互間における必要な調整を実施

3 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

(1) 消防団との連携の確保

消防団は従来どおり原則1市町に1団。広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要

(2) 市町防災・国民保護担当部局との連携の確保

広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要

(参考)

	消防本部数	左の内訳	
		単独設置	組合設置又は受委託
平成21年6月時点	30(29市12町)	23(21市2町)	7(8市10町)
平成25年4月時点	24(29市12町)	16(15市1町)	8(14市11町)

